

令和5年度 第2回 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会

日 時：令和5年10月19日（木）

午後1時30分から

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 労働局会議室

（事務局）

お疲れさまです。ただいまから第2回新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員の出席となります。最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、定数の3分の2以上の委員の出席が認められますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本専門部会、第2回も公開となっておりますが、傍聴人を公示したところ、応募がありませんでした。よって、本日の傍聴人はありません。

それでは、以降の議事進行は部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（部会長）

それでは、議事次第に沿いまして議事を進めてまいります。議題は、前回からの引き続きでございまして、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額の改正について、これを議題として進めてまいります。

本日、労働局より1枚資料が提出されましたので、これについて説明をお願いします。

（室 長）

皆さん、お疲れさまです。賃金室長の小柳です。

資料は、今ほど部会長が言われましたとおり1枚もの、全国の状況についてです。前回、10月12日以降の答申がなされた都道府県ということですが。前は8でしたが、今回は18で10増えました。増えたところの都道府県名を申し上げます。宮城、秋田、石川、山梨、岐阜、静岡、島根、香川、熊本、大分、この10県です。ご覧になっていただいております。答申の段階であるということはお含みおきいただきたいと思います。

( 部会長 )

答申というのは、専門部会の答申ということですね。

( 室 長 )

そうです。

( 部会長 )

都道府県によっては専門部会の議決を審議会の議決としているところもあろうかと思いますが、異議申立などを経て最終決定まではしていないということですね。

( 室 長 )

そうですね。

( 部会長 )

ただ、公開の場で決定されたのであるのならば、この情報自体は公開の情報であると扱ってよろしいわけですね。

( 室 長 )

はい。

( 部会長 )

ということですので、参考資料として提示されました。これについても、よろしくご確認ください。資料については、よろしいでしょうか。

それでは、さっそくですけれども、前回の審議におきましては、議論の出発点としての金額提示を労使双方にお願いしたいということで、検討をよろしくということでもございました。さっそくではございますが、金額の提示を労使双方からいただきたいと思いますが、よろしいですか。では、慣例に従いまして、労働者側からお願いいたします。

( 梅野委員 )

よろしく申し上げます。労側としましては、連合リビングウェイズ、単身労働者が最低限度の生活を営むのに必要な賃金水準は 1,030 円であります。それと現在の電気最賃とを比べても、現在では 65 円低い状況です。また、過去から政府の方針である早期 2,000 円を目指す観点、これは 10 年ほど申し上げておりますが、未だに届いていない状況です。また、最近、岸田首相の発言からは、2030 代半ばには 1,500 円にしたいという発言がございました。どのくらいの本気度か分からないけれども、今後 10 年程度で 500 円以上の上げ幅を考えれば、1 年で 50 円程度の引き上げが必要となってきます。

電機連合の春闘では、賃金については今年は満額回答が多くありました。電機連合の企業内最低賃金は、17 万 3,500 円、7,000 円の上昇となっております。時間換算、電機連合の平均の所定内労働時間 154.35 時間で割れば、これは 1,124 円です。新潟県の所定内労働時間

164.6 時間で換算すれば 1,054 円、これにも現在ではまだ届いていない。

労側委員としましては、これまで前回の主張、そして今ほどの春闘の結果、また地賃の上げ幅などを考慮して、電機連合の小規模事業所 300 人以下の平均賃上げ額が 8,066 円でした。それを新潟県の平均の所定内労働時間 164.6 で割ると 49 円でございます。従って 49 円上げて、1,014 円にしたいと考えております。

( 部会長 )

ありがとうございました。現行の特定最低賃金が 965 円のところ、労働者側委員のご主張としては 49 円これを引き上げて 1,014 円とすべきだということで理解しました。

それでは、使用者側委員、高橋委員、よろしくお願いします。

( 高橋委員 )

前回のところで未満率というお話を申し上げましたけれども、前回、事務局からいただいた資料では、未満率は全体としては、前回 21.5 パーセントあったものが今回は 12.8 パーセントということで、すごく少なくなったわけですが、中身を見ますと、1 人から 9 人のところでは、前は 9.2 パーセントだったけれども今回は 22.9 パーセントと、小規模零細のところはついてこれなかったという状況でございます。

日銀の短観を見ましても、経常利益ですが、製造業の中小企業を見ますと、2020 年度、2021 年度はそれぞれ相当よかった。ところが、この度の 2022 年度については、中小はマイナスに沈んだと。昨年のかんりの上げが相当きつというのも考えまして、25 円アップ、率で言うと 2.6 パーセントアップの 990 円のところをご意見いたします。

( 部会長 )

ありがとうございました。現行の特定最低賃金が 965 円のところ、今年度については、これを 25 円引き上げて 990 円とするのが適当であるというご主張であると理解しました。

そのほかの委員の方で補足することなどはございますか。よろしいですか。労使双方、相手方のたたき台といいますか、当初の主張が出たところでございますので、ここは一旦持ち帰って相手方の金額などを検討していただければと思いますので、本専門部会、暫時休憩としたいと思います。

( 休 憩 )

( 部会長 )

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日は、冒頭、休憩前の会議でご主張がありましたように、労働者側委員としては 49 円

引き上げて1,014円にすべきだと、使用者側委員としては25円引き上げて990円にすべきだというご主張がございました。このご主張を踏まえたくえで、次回、もう一度会議の設定がございましたので、こちらとしても何とか全会一致でまとまるように、あるべき金額を考えていきたいと思ひます。労働者側、使用者側双方におかれましては、今日の相手方の意見を踏まえたくえで、次回、妥協できるのであれば新たな額などを具体的に提示してもらいたいと思ひておりますので、持ち帰って真摯な検討をよろしくお願ひいたします。

それでは、この議題は、本日は結論に至りませんでしたので、次回、継続審議ということにいたします。

そのほか、皆様、何かございますか。大丈夫ですか。

それでは、以上で会議を終了したいと思ひます。議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

お疲れさまでした。次回、第3回専門部会、10月26日木曜日、午後1時30分からこの場所で行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第2回専門部会を終了いたします。お疲れさまでした。